

学校生活の生徒心得

陽明高等学校
陽明高等支援学校
生徒サポート部

1. 校内生活

(1) 服装・身なりについて

- ① 学校指定の制服をきちんと着用する。(指定以外は禁止)。

よく見られる制服の違反

- ・ミニスカート（スカート丈はひざから5cm）
- ・シャツ出し
- ・ブレザーの上に襟を出す
- ・制服着用時、上着だけジャージ等を着る
- ・サイズが小さめのブレザーを着る
- ・指定以外のシャツ
- ・指定以外のもの（セーターやカーディガン）を着るなど

- ② 学校指定の制服・ジャージ以外の場合は、その場指導を行い、生徒は異装届をとる。

- ③ 頭髪等は清潔感のある容姿を保つように指導し、染髪・パーマ・エクステ・刈り上げてライン入れ・まゆ毛のラインなどは禁止とする。また、髪型は華美・奇抜にならないこと。

※ドライヤーやアイロンをしあわせて髪の毛が痛まないように注意して下さい。

- ④ 化粧・ピアス・指輪・ネックレス・カラーコンタクト等の装飾品及びマニキュア・色つきリップ等は禁止とする。**※進路先での面接でおかしくない身なりを常にすること！**
- ⑤ 行事等でジャージ登校の際には、学校指定のジャージを着用する。
- ⑥ 毎月「美ら身なり検査」期間を設け、身だしなみとマナーの意識向上を図る。
- ⑦ 雨天時は指定ジャージ、部着、スリッパ等で登校可。登校後制服着用。
- ⑧ **女子のスカートは膝の中心に掛かるように着用すること。**
- ⑨ 身なり指導を受けた生徒は以下の通り段階指導を行う。

*学期リセット

- | | | |
|-----|-----|----------------------------------|
| 1回目 | ・・・ | 生徒サポート部確認、担任面談（担任・本人、保護者へ連絡） |
| 2回目 | ・・・ | 身なり係面談（係・生徒サポート部職員、本人、保護者へ連絡） |
| 3回目 | ・・・ | 生徒サポート部主任面談（生徒サポート部主任・本人、保護者へ連絡） |
| 4回目 | ・・・ | 教頭面談（教頭・生徒サポート部職員・担任・本人、保護者） |
| 5回目 | ・・・ | 生徒サポート委員会で指導方法検討（訓告も含む） |

(2) 授業について

- ① 携帯電話・スマートフォンの使用禁止

校時中（始業8：45～終業16：05）は電源を切りかばんの中に入れる。それ以外は指導対象となる。

よく見られる指導の例

- ・電源を切り忘れ着信音やバイブルレーション（振動音）がなる
- ・ポケットに入れて持ち歩く
- ・休み時間に音楽を聞く
- ・携帯電話の時計を見る
- ※学校で私物を充電するのも禁止です。
- ・保護者への連絡は時間内で行うこと。

- ② 学業に必要ない漫画、トランプ、オーディオプレイヤー等、ipad、スケートボードの持ち込み禁止。

※最近は、中学校の卒業アルバム（持込禁止）を持ち込んでトラブルが発生する場合が多発している。

- ③ 机の上に飲食物等の必要ないものは置かない。

- ④ 授業中の離席をしない。トイレは休み時間に済ませておく。

- ⑤ 携帯電話・スマートフォンの違反があった場合、指導対象となる**※写真を撮ってSNSにアップ禁止！**

- ⑥ 携帯電話等の違反があった場合下記の通り指導を行う。

*年度リセット

1回目	・・・	生徒サポート部面談（生徒サポート部職員・本人、保護者へ連絡）
2回目	・・・	保護者を含む生徒サポート部面談 (生徒サポート部職員・担任・本人・保護者)
3回目	・・・	管理者指導（管理者・生徒サポート部職員・担任・本人・保護者）
4回目以降	・・・	生徒サポート委員会で指導方法検討（訓告も含む）

(3) 勤怠（遅刻、無届欠席・欠課）について

- ① 8:45のチャイムが鳴り終わるまでに入室すること。チャイムが鳴り終わってからの入室は遅刻となる。
- ② 授業においても始業のチャイムが鳴り終わるまでに入室すること。鳴り終わってからの入室は遅刻となる。
- ③ 気分不良等の理由で、授業を受けない時は養護教諭またはHR担任と連絡を取る。
- ④ 正当な理由で早退する場合は、外出許可証をHR担任または副担任に発行してもらい帰宅する。
- ⑤ 欠席するときは原則として保護者からの連絡とする。

※毎月、遅刻・無届け欠席・無届欠課が規定の回数に達した場合、勤怠不良として指導を行う。

⑥ 勤怠指導の具体的な方法

遅刻は毎日集計し、月ごとに回数をリセットする。ひと月に5回を超えた時点で1段階目の指導を行う。改善が見られない場合には生徒サポート部、担任、教育相談による協議の上、状況を鑑みて段階指導を行う。

1段階・・・毎月5回を超えた時点で生徒サポート部面談+3日間の記録簿

(勤怠係・本人・保護者へ連絡)

2段階・・・生徒サポート部主任面談+5日間の記録簿指導（生徒サポート主任・本人・保護者へ連絡）

3段階・・・教頭面談+反省文（教頭・生徒サポート部職員・本人・保護者呼び出し）

4段階・・・生徒サポート委員会で指導方法検討（訓告も含む）

無届欠課・無届欠席は毎月末締め集計し、規定の回数を超えた場合には以下の通り段階指導を行う。

※学期リセット

①無届欠課・・・5回以上（その日の無届欠課を1カウントとする）

②無届欠席・・・3回以上

※①②のいずれかの項目で規定回数を超えた場合は1カウントとする。

1回目・・・勤怠係面談+5日間の記録簿指導（勤怠係・本人・保護者へ連絡）

2回目・・・生徒サポート部主任面談+10日間の記録簿指導

(生徒サポート主任・本人・保護者呼び出し)

3回目・・・教頭面談（教頭・生徒サポート部職員・本人・保護者へ連絡）

4回目・・・生徒サポート委員会で指導方法検討（訓告も含む）

(4) 校外への外出について

- ① 校外への外出は禁止。理由があつて校外に出る生徒はHR担任から「外出許可証」を発行してもらう。

(5) 盗難予防および携帯品

- ① 盗難にあわないように、貴重品の自己管理能力を高める。
- ② 移動教室等のときは、貴重品等を各自で管理するかクラスの貴重品袋等（各HRで準備）を利用する。
- ③ 授業のない空き教室へは、入らないように日頃から心がける。
- ④ 部活動時の貴重品の管理を徹底する。
- ⑤ 盗難が発生した場合は、（管理者との協議の上）必要に応じて緊急集会・警察への連絡を実施する。

(6) 部活動および下校について

- ① 部活動の時間は19:30まで、20:00には完全下校とする。
- ② 部員以外の部室の出入りは禁止する。
- ③ クラス会及びキャンプは、保護者または教師の責任・引率のもと実施する。その際は必要書類を揃えて学長へ届け出る。生徒のみの実施を禁止する。

- ④ 必要に応じて部活動集会を開き、意識の高揚を図る。（活動及び清掃等）
- ⑤ 校時中の部室への出入りは禁止する。

(7) 交通安全について

- ① 車輌通学は禁止とする。

車輌通学に関する確認事項

- ・車輌を登下校に使用した場合。
- ・学校に来る目的で使用した場合。（校外駐車等）→ 部活動・課外講座、他校への通学等、全ての教育活動を含む。
- ・運転、同乗関係なく制服、ジャージ、体育着、校名入りのTシャツ（部着含む）、クラスTシャツで乗車した場合。
(下校後も同様。但し、保護者等による送迎はその限りではない)
- ・遠足、芸術鑑賞、実習、試合、応援等、全ての教育活動に関する行事に車輌を使用した場合。

上記の規定は休日でも同様である。帰宅後着替えてから車輌を使用する際には、交通ルールを厳守すること。

- ② 不必要な免許の取得は行わない。また、免許取得の際には保護者と相談の上、3学年の長期休暇を利用する。
- ③ 自転車通学者は学校登録を行う。二人乗り・無灯火等の危険行為を行わない。
- ④ 交通3悪（無免許運転、飲酒運転、スピード違反）は絶対にしない。

※交通三悪・暴走行為・警察や家裁対応事例など・・・指導方法は審議事項とする。

- ⑤ 車両に関する指導方法

※在学中加算式

①交通三悪・暴走行為・警察や家裁対応事例など・・・審議事項

②車両通学、制服での運転・同乗

1回目・・・訓告（日誌指導3日）

2回目・・・停学5日

3回目・・・停学7日

4回目・・・停学10日

5回目・・・審議事項

- ⑥ 自転車に関する指導（校内外の無断駐輪・道交法に関する違反行為など）

※学期リセット

1回目・・・生徒サポート部面談

2回目・・・記録簿指導・保護者連絡

3回目・・・管理者指導（本人のみ）保護者連絡

4回目・・・管理者指導・保護者呼び出し（次回懲戒になることを連絡）

5回目・・・生徒サポート委員会で指導方法検討（訓告も含む）

2. 校外生活

(1) 喫煙及び飲酒について

- ① 喫煙・飲酒は禁止。同席、帮助も同様に懲戒指導対象となる。
- ② 不健全な場所（居酒屋、クラブ等）への出入りはしない。

(2) 深夜徘徊について

- ① PM10:00～AM4:00 の外出は県の条例で禁止されている。

- (3) アルバイトについて
- ① アルバイトは原則として禁止する。
 - ② やむを得ずアルバイトをしなければならない場合は、生徒指導部との面談を行い、保護者の責任のもとに行う。保護者は所定の用紙に記入し学校長に届け出る。(但し、帰宅が午後10時以降にならないこと。また、居酒屋等でのアルバイトは禁止する。)

3. その他

- (1) 指導拒否 **(授業妨害、指導に応じない、指示に従わない、約束事を守らない、横柄な態度等)** があった場合、管理者による保護者召喚を含めた指導を行う。
 - (2) SNSによるモラル違反やネットいじめなどの事案についてはその都度審議し、指導を行う。
 - (3) この用紙に記載されている以外にも、マナーや心得等は多数あります。自ら考え行動できる生徒を目指しましょう。
 - (4) 弁当販売は管理棟1Fで平日お昼休みに販売しております。数に限りがありますのでご注意下さい。
- (5) 自動販売機の稼働は9：05～19：30（授業中は購入できません）**